# はい！こちら消費生活センターです

## リコール情報をご存知ですか？

**Q**

新聞に石油ストーブのリコールがメーカーから発表されたという記事を目にした。そこで家にある石油ストーブを調べてみたところ、今は使っていないものだったが同じメーカーのものがあった。対象機種の型番などが書かれていたが、いまひとつよく分からず記事にあった連絡先に電話をかけてみたところ全くつながらず確認ができない。どうしたらよいだろうか。（７０歳代　女性）

**A**

リコールとは設計や製造段階の原因によって製品に欠陥があることが発見された場合に製造者・販売者の判断や法令に基づいた命令で、無償点検修理・交換・返金などの措置を行うことです。

今回の相談の場合、センターで聞きとった型番をメーカーのホームページに記載されている型番と照らし合わせたところ対象品の一覧表には載っていない型番だとわかりました。ただ長期間使用していない製品ということもあり、相談者には、後日メーカーにリコール情報を念の為再確認し、経年劣化についての注意点等も聞いておくほうがよいと助言しました。

リコール情報はときに生命や財産に関わる危険を未然に防止するための大切な情報です。普段から気をつけておくことを習慣にしましょう。リコール情報は新聞等で発表されるほか事業者や消費者庁リコール情報サイトのホームページ（http://www.recall.go.jp）などで確認することができます。リコールについてわからないことや気になることがあれば相楽消費生活センターにお問い合わせください。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎０７７４－７２－９９５５　（ナニ？キューキューＧＯＧＯ！）

相談は**無料**です。　秘密は厳守します。

**※消費者ホットライン「１８８（いやや！）」番をご利用ください。**

相 談 日　　月～金（祝・休日、年末年始除く）
相談時間　　午前９時～午後４時
住　　所　　木津川市木津上戸１５　相楽会館１階
京都府木津総合庁舎東隣（ＪＲ木津駅東出口から徒歩５分）
※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は 075-257-9002 へ
（電話のみ）

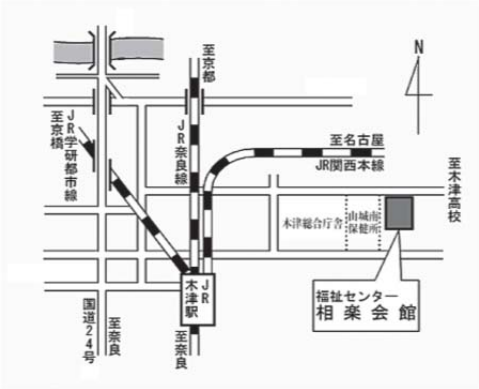

相談すれば　楽になる